



平成 28 年 6 月 27 日

各位

| | |
|----------|--|
| ETN 発行者名 | ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ |
| 代表者名 | 社長兼業務執行取締役 山崎 裕二 |
| 問合せ先 | 野村証券株式会社 ストラクチャード・プロダクト部 塩田 誠 TEL 03 - 3211 - 1811 |

外国指標連動証券の早期償還条項に関するお知らせ

当社発行の上場 ETN 信託受益証券である「2049 NEXT NOTES S&P500 VIX インバース ETN」(以下、「当該 ETN/JDR」)の信託財産である外国指標連動証券である「S&P500 VIX 短期先物インバース日次指数連動債」(以下、「当該 ETN」)には早期償還条項が付されております。

一方、英国の EU 離脱を問う国民投票の結果を受けて、各国の株式・金融市場のボラティリティが高まっており、当該 ETN が参照する「S&P500 VIX 短期先物インバース日次指数」(以下、当該指数)の値動きも大きくなることが想定されます。

当該 ETN/JDR へのご投資にあたっては、株式・金融市場の状況および当該 ETN/JDR の商品性について十分にご留意頂きますよう、お願い申し上げます。

1) 早期償還条項について

当該指数の米国市場における日中の値(終値を含む)が、その前日の当該指数値の終値の 20% 以下となった場合、当該 ETN はそれが実現した日(「早期終了日」)の 10 営業日後の日に早期償還されます。当該 ETN の償還をうけて当該 ETN/JDR はすみやかに信託終了となり、信託終了日現在の当該 ETN/JDR の保有者には償還金額が支払われます。

2) 早期償還額について

当該 ETN の額面金額 1 万円につき、以下の算式に従って計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で算出する早期終了日現在の当該 ETN の価額に相当する金額から、かかる償還により当社が負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む(ただし、これらに限られません。)費用を控除した円貨額をいいます。

$$10,000 \text{ 円} \times (\text{償還価額}/100)$$

ただし当該 ETN/JDR の信託終了日現在の保有者が受け取る償還金額は、早期償還額から当該 ETN/JDR の受託者への支払手数料及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用を控除したものとなります。